

長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行  
規則

平成20年12月25日  
長野市規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成20年長野市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第 201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）及び条例で使用する用語の例による。

(標識)

第3条 条例第7条第1項に規定する標識は、様式第1号によるものとする。

2 標識の設置は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 中高層建築物の敷地内で道路に接する部分（2以上の道路に接する場合は、原則としてそれぞれの道路に接する部分）に設置すること。
- (2) 公衆の見やすい位置に設置すること。
- (3) 風雨等により容易に破損しない方法で設置すること。

3 標識は、表記が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

4 標識は、中高層建築物の建築工事が完了するまでの間、設置しなければならない。

(標識の設置の届出)

第4条 条例第7条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（様式第2号）に、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 別表に掲げる図書
- (2) 写真（標識の設置位置及び記載内容がわかるもの）

2 前項の届出書及びこれに添える図書の提出部数は、2部とする。

(建築計画の説明)

第5条 条例第8条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 中高層建築物の敷地の形態及び規模
- (2) 敷地内における中高層建築物その他の建築物の位置
- (3) 中高層建築物の規模、構造及び用途
- (4) 中高層建築物の建築の工期、工法等及び周辺における安全対策
- (5) 中高層建築物の建築による日照への影響
- (6) 中高層建築物の工事による騒音、振動、ほこりの飛散等の軽減措置
- (7) 中高層建築物の工事車両等の通行等による周辺の交通障害対策
- (8) 中高層建築物の建築により生ずるテレビジョン放送の受信障害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、中高層建築物の建築により周囲の居住環境に及ぼす影響及びその対策

(説明の報告)

第6条 条例第9条第1項若しくは第2項又は第10条第3項の規定による報告は、近隣説明等報告書(様式第3号)に、次に掲げる図書及び書類を添えて行わなければならない。

(1) 説明に要した図書

(2) 説明に対する質疑応答、意見等を記録した書類等

(変更の報告)

第7条 条例第10条第1項の規定による報告は、建築計画変更報告書(様式第4号)に、変更に係る事項に関する図書を添えて行わなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(建築計画の廃止)

第8条 条例第11条第1項の規定による届出は、建築計画廃止届(様式第5号)により行わなければならない。

(あっせん)

第9条 条例第12条第1項に規定する申出は、紛争の調整申出書(様式第6号)により行わなければならない。

2 市長は、前項の申出によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書により当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条 市長は、条例第13条の規定によりあっせんで打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書により当事者に通知するものとする。

(勧告)

第11条 条例第14条第1項又は第2項の規定による勧告は、書面を交付することにより行うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月30日規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年8月20日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3第1項の表1（い）項に規定する事項
配置図	省令第1条の3第1項の表1（い）項に規定する事項
各階平面図	省令第1条の3第1項の表1（い）項に規定する事項のうち、次に掲げるもの (1) 縮尺及び方位 (2) 間取及び各室の用途 (3) 壁及び開口部の位置
4面の立面図	省令第1条の3第1項の表1（ろ）項に規定する事項のうち、次に掲げるもの (1) 縮尺 (2) 開口部の位置
日影図(1)	省令第1条の3第1項の表2（29）項（ろ）欄に規定する事項
日影図(2)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地境界線 (3) 用途地域の別及び用途地域の境界線 (4) 敷地内における中高層建築物の位置 (5) 中高層建築物の各部分の平均地盤面からの高さ (6) 中高層建築物（当該中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類する工作物を含む。）が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に中高層建築物の平均地盤面の高さの水平面に生じさせる日影の形状
近隣住民等範囲図	条例第2条第2項第3号及び第4号に規定する範囲を示す線並びに当該範囲における建築物の状況

## 備考

- 1 配置図にあつては、標識の設置位置、植栽、屋外駐車場等についても明示すること。
- 2 日影図(1)は、建築基準法第56条の2の規定が適用される区域に日影を生ずる場合に限り、提出するものとする。
- 3 近隣住民等範囲図は、日影図(2)と併せて作成することができる。

様式第1号（第3条関係）

予定建築物概要						
建築物の名称			工事種別			
地名地番	長野市					
用途地域		敷地面積	㎡			
建築物の用途	(住戸数 戸)					
建築面積	計画部分 ㎡	既存部分 ㎡	合計	㎡		
延べ面積	計画部分 ㎡	既存部分 ㎡	合計	㎡		
階数・高さ等 (計画部分)	地上 階・地下 階・高さ 構造	m・軒高 (塔屋等の最高高さ		m m)		
建築主の 住所及び氏名						
設計者の 住所及び氏名						
工事監理者の 住所及び氏名						
工事施工者の 住所及び氏名						
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで					
標識設置年月日	年 月 日					
<p>この標識は、長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例に基づき設置するものです。この標識を設置した日から4日以内に標識設置届出書を長野市へ提出します。建築計画について説明を受けたい場合は、下記までご連絡ください。</p>						
連絡先		電話番号				
<p>計画図</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">配置図 (植栽、屋外駐車場等についても 明示してください。)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">立面図その他の外観のわかる図面</p> </td> </tr> </table>					<p style="text-align: center;">配置図 (植栽、屋外駐車場等についても 明示してください。)</p>	<p style="text-align: center;">立面図その他の外観のわかる図面</p>
<p style="text-align: center;">配置図 (植栽、屋外駐車場等についても 明示してください。)</p>	<p style="text-align: center;">立面図その他の外観のわかる図面</p>					

- 注 1 標識は、縦 120センチメートル以上、横90センチメートル以上としてください。
- 2 地色は白色、文字は黒色とし、標識周囲は赤色で幅 1センチメートルの縁取りをしてください。
- 3 計画図の大きさは、それぞれ日本産業規格 A 3 以上としてください。
- 4 長野市屋外広告物条例の規定を遵守してください。

様式第2号（第4条関係）

標識設置届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

建築主 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

標識の設置に係る建築計画の概要	設計者 住 所 氏 名 連絡先	電話		
	工事監理者住 所 氏 名 連絡先	電話		
	工事施工者住 所 氏 名 連絡先	電話		
	敷地の地名地番	長野市		
	建築物の名称			
	用途地域			
	建築物の用途	(住戸数 戸)		
	敷地面積			
	建築面積	計画部分 m <sup>2</sup>	既存部分 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
	延べ面積	計画部分 m <sup>2</sup>	既存部分 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
	規模(計画部分)	地上 階・地下 階・高さ m・軒高 m (塔屋等の最高高さ m)		
	予定工期	年 月 日から 年 月 日まで		
	標識設置年月日	年 月 日		
	確認申請等の予定	年 月 日 長野市・指定確認検査機関 へ提出予定		

- 注 1 「確認申請等の予定」欄は、確認申請等の提出予定先の別を○で囲んでください。
- 2 設置したすべての標識について、写真を添付してください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

※  
受  
付  
欄

様式第3号（第6条関係）

近隣説明等報告書  
（第1面）

年 月 日

（宛先）長野市長

建築主 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例第9条第1項（第9条第2項、第10条第3項）の規定により、次のとおり報告します。

標識設置届出書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
敷地の地名地番	長野市		
建築物の名称			
説 明 の 概 要	実施年月日	説明の方法等	
	年 月 日		
	年 月 日		

注 1 「説明の概要」欄が不足するときは、別に記載してください。

2 ※欄は、記入しないでください。

※  
受  
付  
欄

(第2面)

住民への説明状況

説明項目	説明の方法・図書等	備考
敷地の形態及び規模		
敷地内における中高層建築物その他の建築物の位置		
中高層建築物の規模、構造及び用途		
工期、工法等及び周辺における安全対策		
日照への影響		
工事による騒音、振動、ほこりの飛散等の軽減措置		
工事車両等の通行等による周辺の交通障害対策		
テレビジョン放送の受信障害対策		
その他周辺の居住環境に及ぼす影響及びその対策		

様式第4号（第7条関係）

建築計画変更報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

建築主 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

建築計画を変更したので、長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

標識設置届出書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
敷地の地名地番	長野市		
建築物の名称			
変 更 事 項	変更前	変更後	
変 更 の 理 由			

- 注 1 標識の記載事項について変更があったときは、標識の記載の変更が確認できる写真を添付してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

※  
受  
付  
欄

様式第5号（第8条関係）

建築計画廃止届

年 月 日

（宛先）長野市長

建築主 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

建築計画を廃止したので、長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

標 識 設 置 届 出 書 受 付 年 月 日	年 月 日	受付番号	
敷 地 の 地 名 地 番	長野市		
建 築 物 の 名 称			
廃 止 の 理 由			

注 ※欄は、記入しないでください。

※  
受  
付  
欄

様式第6号（第9条関係）

紛争の調整申出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例第12条第1項の規定により、調整を申し出ます。

敷地の地名地番	長野市
建築物の名称	
紛争の相手方	住所 氏名 (法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
紛争の調整を求める事項及び理由	
自主的な解決に向けた交渉等の経過の概要	